

【別添 1】

令和 8 年度水環境行政研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

急速な産業発展とともに著しく悪化した我が国の河川や海域等の水環境は、国や自治体の規制や水処理施設の普及拡大と技術開発などにより大幅に改善したところであるが、閉鎖性水域の水質改善や更なる生活排水対策の推進といった課題も残されている。また、水環境が大幅に改善してきた中で、特に地方公共団体には、それぞれの地域特性を踏まえた水環境の目標像を掲げ、その実現に向けた取組が求められている。

このような背景を踏まえ、当研修は、国及び地方公共団体等において水環境保全業務を担当している職員が、業務遂行に必要な専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間

令和 8 年 6 月 30 日(火)～令和 8 年 7 月 3 日(金) [4 日間]

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 場所

環境省環境調査研修所(〒359-0042 埼玉県所沢市並木 3-3 TEL:04(2994)9766)

3. 教科内容 別紙のとおり

4. 研修予定人数 90 名程度

5. 受講資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 国及び地方公共団体等において水環境・地下水環境保全業務を担当している職員
または環境省において実務修習中の環境行政実務研修生

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦方法

研修生を推薦する場合は、別紙 1「被推薦者名簿」に、「7. 行政事例の作成」による『行政事例』を添えて**令和 8 年 6 月 5 日(金)までに**、環境調査研修所に提出すること。
送付は電子での提出を基本とする。

その際、環境調査研修所所長あての文書は要さない

なお、2 名以上推薦する場合は、「被推薦者名簿」に推薦希望の順位を示すこと。

また、「被推薦者名簿」の送付は電子での提出を基本とする。

【提出先】: KYOMU_KA@env.go.jp

7. 行政事例の作成

研修生が日々抱えている問題事例を共有し、事例と問題の理解を深め、情報を交換し、問題解決の糸口を探る等により、今後の業務遂行に資するとともに、研修生相互の啓発、交流を図ることを目的として、行政事例研究を実施する予定である。別紙2「行政事例の作成について」の内容を確認のうえ、「行政事例」を必ず作成のうえ期日までに送付すること。

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し調整する場合がある。
- ・定員を超えた場合、地方公共団体を優先させていただく場合がある。
- ・被推薦者数を調整するに当たっては、過去の受講実績などを考慮する。

9. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、「6. 研修生の推薦方法」に基づいて研修生を決定し、推薦者にその旨を通知する。

10. 修了証書の交付

- ・受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程(原則として1割以上欠課した者を除く。)を受講した場合に修了とする。
- ・修了した場合、修了証書（電子データ）を交付する。

11. 経費

往復に必要な旅費及び滞在費は所属長の負担とする。

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

なお、環境調査研修所における宿泊費は無料だが、別途、滞在費として必要な食費、雑費等を徴収する。

12. 日程について

別添2「令和8年度水環境行政研修日程表(案)」のとおり。

13. その他

「研修受講ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報)を環境調査研修所ホームページ (<https://neti.env.go.jp/train/guidebook.html>) に掲載しておりますので、ご参照ください。

(別紙)

講 義 等 内 容		講義時間
1. 水環境の現状と課題		90分
講 師	中央大学研究開発機構 機構教授 古 米 弘 明	
内 容	我が国の水環境の現状と課題についての理解を深め、水環境行政の実施に必要となる基本的な知識を得る。	
2. 原点としての水俣病		90分
講 師	国立水俣病総合研究センター 坂 本 峰 至	
内 容	公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病について正確な知識と情報を学とともに、水俣病発生地域における取組に関して理解を深める。	
3. 水環境行政の動向		90分
講 師	環境省水・大気環境局環境管理課 課長補佐 福 田 功	
内 容	環境基準と水質汚濁防止法に基づく排水規制による公共用水域の水質保全対策を中心に、最新の水環境保全行政を概観し理解を深める。	
4. PFASの基礎及び対策の動向について		60分
講 師	環境省水・大気環境局環境管理課 有機フッ素化合物対策室 室長補佐 井 形 瑛 梨	
内 容	近年の課題であるPFASに関する基礎知識及び動向に関する知識を得ることで、今後の対策等を検討に資する基本的な知識を得る。	
5. 環境基準の概論		60分
講 師	大阪大学 教授 村 上 道 夫	
内 容	環境基準の意義や底層D0等の各基準における類型指定の考え方、地域のニーズに応じた環境基準の設定の考え方などの基本的な知識について理解を深める。	
6. 微生物に起因する水環境における衛生リスクについて		60分
講 師	東京大学 教授 片 山 浩 之	
内 容	細菌、ウイルス、クリプトスポリジウム等、水環境中に存在する様々な微生物による衛生リスクの現状と対策並びにAMRなどの新しい課題について知識を得ることで、水環境中の微生物に関する基本的な知識について理解を深める。	
7. 排水処理技術の概要と動向		60分
講 師	タツミ企画 環境浄化促進研究事務所 代表 辰 巳 憲 司	
内 容	我が国における排水処理技術について、技術的特徴、施設の構造及び今後の動向等について知識を得ることで、汚濁負荷に応じた水処理技術の導入による水質の改善に向けた施策の推進を図る。	
8. 水道水質管理の基礎と水源保全における連携について		60分
講 師	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 水道水質研究和光分室 上級主幹研究員 小 坂 浩 司	
内 容	水道行政（水道水質基準）が環境省に移管されたことも踏まえ、浄水原理等の水道水質管理の基礎に関する知識を得るとともに、水源の保全に資する水道部局との連携について理解を深めることで、水環境におけるリスク管理に向けた施策の推進を図る。	
9. 日本の下水道整備について 一下水道整備の課題や日本下水道事業団の役割等を含めて		60分
講 師	日本下水道事業団事業統括部 計画課長 久 岡 夏 樹	
内 容	下水道整備に関する基礎的な知識を得て、水環境中への汚濁負荷低減施策の推進を図る。	

講 義 等 内 容		講義時間
10. 生活排水対策と浄化槽整備		60分
講 師	常葉大学 名誉教授 小 川 浩	
内 容	生活排水対策の一つである浄化槽整備に関する知識を得て、水環境中への汚濁負荷低減施策の推進を図る。	
11. 水環境調査の基礎		60分
講 師	環境省環境調査研修所 教官 岩 切 良 次	
内 容	水環境の監視を行う上で必要となる調査時の留意点や分析技術等の基本的な知識を得る。	
12. 水環境行政の実務事例について（常時監視、水環境保全等）		60分
講 師	神奈川県環境農政局環境部環境課 水環境グループ副技幹（規制班長） 高 瀬 悠 多	
内 容	水質汚濁防止法に基づき実施されている常時監視や自治体において実施されている水環境保全施策等の事例の共有により、実務に関する知識を得ることで、水環境行政に係る業務対応の推進を図る。	
13. 水環境行政の実務事例について（届出事務、事業者指導等）		60分
講 師	茨城県県民生活環境部環境対策課 水環境室 室長補佐 小 室 俊 輔	
内 容	水質汚濁防止法に基づく届出の審査事務や立入検査時の事業者指導等の事例の共有により、実務に関する知識を得ることで、水環境行政に係る業務対応の推進を図る。	
14. 水環境行政における地方公共団体の役割・あり方		90分
講 師	一般社団法人北の近江マザーレイク共創会議 代表理事 三 和 伸 彦[元滋賀県理事（琵琶湖政策・MLGs推進担当）]	
内 容	健全な水循環系を維持する上で基本となる考え方を再確認するとともに、水環境行政に携わる職員に求められる心構えや社会的責務について、講師とのディスカッションも交えながら、共に考える。	
15. 事例研究（グループ討議、討議結果共有、講評）		385分
内 容	特定の課題に対し研修生間で討議を行い、問題解決の方向を探ることを通して、課題解決能力の向上、相互の啓発、交流を図り、今後の各自の業務遂行に資する。	
16. 分析機器の実機見学（グループ見学）		3班×35分 (105分)
講 師	環境省 環境調査研修所 教官	
内 容	環境調査研修所に設置している各種分析機器について、分析研修を担当している同研修所の教官より使用用途や方法などの説明を受け知識の向上を図る。	
17. その他（開・閉講式、オリエンテーション等）		45分
研修合計時間 23.75時間		

＜注意事項＞

1. 開講式は10時から行います。9時30分までに入所して下さい。
2. 閉講式は13時15分終了予定ですが、講義時間の延長等により遅れる場合があります。
帰りの交通機関の利用等による閉講式の欠席は認めません。